

基本となる考え方（基本理念）

3条

1 伝えましょう

先人が大切に培ってきた「郷土を誇りに思う心」と「自らを愛し、他者を思いやる心」を持つ子どもはぐくみを受け継ぎ、後世に伝えましょう。（子育ての伝承）

2 力を合わせましょう

子どもは社会の宝であり、みんなではぐくむという認識のもと、それぞれの果たすべき役割を自覚し、自主性を尊重し、自発的に連帯しましょう。（社会の連帯）

3 向き合いましょう

子どもが保障されるべき様々な権利※を尊重し、子どもが夢と希望を持ち健やかに成長することを願い、関心と期待を寄せ、温かく見守り、子どもと向き合いましょう。

子どもが社会において保障されるべき様々な権利

「児童の権利に関する条約」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。1989年（平成元年）に国連総会で採択され、日本も1994年（平成6年）にこの条約を批准しています。わが国では、子どもの人権の尊重については、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などで、すでにその基本原理や理念が示されています。

子どもを健やかに育成するための役割

4条～10条

保護者

家庭における教育とつづけは重要です。

- ①子どもの様々な権利を尊重し、愛情をもって接しましょう。
- ②子どもの心身の発達にあわせて次のことを教えましょう。
 - ・基本的な生活習慣
 - ・日常生活能力や接遇
 - ・人権及び善悪の判断等の倫理
 - ・社会的な決まりなど
- ③家族のふれあいの機会を大切にしましょう。
- ④子どもの声をよく聞き、意思の疎通を図りましょう。
- ⑤子どもにとって家庭が最も安らぎ、いやされる場であるようにしましょう。
- ⑥子どもとともに社会への参加活動等に取り組み、地域とのかかわりを大切にしましょう。

市民

自らの意思で積極的にかかわりましょう。

- ①日常的なかかわりの中で、子どもにあいさつ等、声をかけましょう。
- ②社会のルールに反する言動があったときは、社会の一員としての責任を果たせるよう、愛情をもって導きましょう。
- ③子どもの育成のための活動を支援し、自ら進んで活動に参加しましょう。

青年

子どもにとって身近な存在です。

- ①子どもに与える影響が多々あることを認識しましょう。
- ②子どもの模範となる行動をしましょう。
- ③社会的役割を認識しましょう。
- ④自己決定による行動に責任を持ちましょう。
- ⑤自らが教養を深めましょう。

高齢者

子どもや保護者に対して「知恵と教養」を積極的に提供しましょう。

市民団体

日常的に深いかかわりがあります。

- ①主体的に活動しましょう。
- ②市民等との連携を図りながら、子どもの育成を支援しましょう。
- ③事業の企画には、子どもや青年の参画を求めましょう。
- ④事業の実施には、市民等の参加を促しましょう。
- ⑤町内会・自治会その他地域において組織される団体は…
 - ・地域の行事に子どもが参加しやすいようにしましょう。
 - ・地域の特性をいかした体験活動など子どもの育成に関する活動を積極的に推進しましょう。

教育・児童福祉機関

子どもの育成に関し、重要な使命があります。

- ①保護者や地域の人との信頼関係をつくりましょう。
- ②子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力・可能性を最大限に伸ばしましょう。
- ③集団の中での遊びや学習を通じて…
 - ・子どもの心身の発達を助長しましょう。
 - ・将来にわたり「生きて働く力」を身に付けさせましょう。
 - ・社会の一員としての自覚を促しましょう。
 - ・互いを尊重し合う大切さを理解させましょう。
- ④市民等と連携し、安全で安心して子どもを育成できる環境づくりをすすめましょう。
- ⑤公民館においては…
 - ・地域の特性をいかながら、子どもを育成するための教育活動を積極的に推進しましょう。

事業者

子どもの育成に多大な影響を与えます。

- ①子どもの育成の妨げにならないよう配慮しましょう。
- ②子どもを育成するための活動を積極的に支援しましょう。
- ③保護者とその子どもとのつながりが深まるよう雇用環境の整備等に配慮しましょう。
- ④雇用する保護者に対し、家庭における子どもの育成の重要性を啓発しましょう。
- ⑤子どもの安全性及び利便性の確保に配慮しましょう。

市の責務

- ①市民等がその役割を果たすために必要な方策の総合的な調整を図ります。
- ②市民等との積極的な協力及び連携の下に学習機会等の拡大を図ります。
- ③国、県等の関係機関と協働し、市民等からの相談等に迅速かつ適切に対応します。
- ④子どもの意見や考えを市政の諸活動に反映させます。
- ⑤子どもの視点を取り入れた施設の整備その他教育資源の確保に特段の配慮をします。

子ども育成条例ってなんだろう？

「子どもは社会を映す鏡」

都市化や核家族化などによって、子どもたちを取り巻く社会の環境も様変わりしています。子どもの育成にあたっては、社会を構成する私たち大人それぞれが、果たしていく役割を持っています。

松山市子ども育成条例は、子どもの育成について、基本理念や、市民、市民団体、事業者等の役割や市の責務を明らかにするとともに、市の支援策など基本となる事項を定めることによって、今を生き未来を担う子どもを社会全体でなくみ、子どもの健やかな育成に寄与していくことを目的としています。

子どもたちを取り巻く社会の状況



市の基本的な施策

11条～17条

家庭の教育力の向上を

- ① 情報や学習の機会を提供します
- ② 総合的な相談体制をつくります
- ③ 事業者に理解や協力を求めます



地域の教育力の向上を

- ① 体験や交流の機会を充実し、子どもの居場所をつくります
- ② 活動の場や情報を積極的に提供します



子どもや青年の活動支援

- ① 子どもや青年の活動を支援します
- ② 子どもの模範となる青年を育成します



子どもを支え合うために

市民と協働して財政的・技術的な支援を行います



子どもたちが
健やかに育ちゆく社会づくりをめざし、
今、あなたにできること…。
いっしょに考え、行動していきましょう。

まつやま子どもの日・子ども週間

子どもや子どもにかかわる市民が
ともに成長していく喜びを確かめ合いながら、
子どもの健やかな育成を啓発していく

まつやま子どもの日・まつやま子ども週間

まつやま子どもの日

8月8日

まつやま子ども週間

8月8日を含む
月曜日から
その直後の日曜日までの
7日間

Q なぜ、8月8日がまつやま子どもの日?

A ひな祭り(3月3日) + 端午の節句(5月5日)

ひな祭り(3月3日)の日と端午の節句(5月5日)の日を加えると「8月8日」
となることから、市民検討会議の提言を受け、制定されたものです。

この8月8日は、全国子ども会連合会においても、「子ども会」を啓発する「子ども会の日」と定めており、松山市でもこの日に合わせてイベントが行われています。

まつやま子ども育成会議

子どもを育成するための施策を総合的に推進するために設置します。
育成会議は、その目的を達成するために必要な事項を協議して、市に提言します。

まつやま子ども会議

子どもは、「まつやま子ども会議」を組織して、市政の諸活動に対する自分たちの意見や考えについて話し合い、市に提言することができます。
子ども会議は、教育委員会が定める年齢区分などに応じて組織・運営し、自主的な学校教育や社会教育活動の一環として行われます。



子ども育成条例に
ついての
お問い合わせ

松山市教育委員会事務局 教育支援センター事務所
〒790-0864 愛媛県松山市薬山町12-33 (青少年センター内)
電話：089-943-3346 ファックス：089-947-7911
E-mail：kyshien@city.matsuyama.ehime.jp
URL：http://www.city.matsuyama.ehime.jp

子どもたちを みんながはぐくむ社会へ!



松山市子ども育成条例

松山市